



栃木県公報

平成31(2019)年
4月19日(金)
第3082号

目次

告 示

○有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務の委託	405
○解除予定保安林	405
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	406
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	407
○地籍調査の成果の認証	407
○収去飼料検査結果の概要	408
○土地改良区定款変更の認可	408

公 告

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦	409
○土地改良区役員の退就任	410
○公共測量の終了	412
○同	412

告 示

栃木県告示第216号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により平成31(2019)年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31(2019)年4月19日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 委託事務の内容
有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
 - (1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市埴田1丁目1番20号
 - (2) 名称
栃木県職員生活協同組合
- 3 委託期間
平成31(2019)年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第217号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31(2019)年4月19日

栃木県知事 福田 富 一

- I
 - 1 解除予定保安林の所在場所
那須郡那珂川町富山字片倉4-1・字暗之沢2293(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字会所平1088-9・1094-4・1095-4 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字会所平1088-9・1094-9 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上粕尾字会所平1088-1・1088-9 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第218号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成31(2019)年4月19日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
菅間在宅診療所	那須塩原市大黒町2-5	社会医療法人博愛会	平成31(2019)年 4月1日

2 訪問看護ステーション

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション きのみ	那須塩原市井口1177-388	株式会社KINOMI	平成31(2019)年 4月1日

栃木県告示第219号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成31（2019）年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
keiクリニック	小山市中央三丁目7番1号 ロブレ7階	天海 恵子	平成31（2019）年 4月1日
菅間在宅診療所	那須塩原市大黒町2-5	社会医療法人博愛会	平成31（2019）年 4月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
めいぷる薬局宮の内店	宇都宮市宮の内1丁目34番 地6	ケーサード株式会社	平成31（2019）年 3月22日
クスリのアオキ元今泉 薬局	宇都宮市元今泉3丁目22番 8号	株式会社クスリのアオキ	平成31（2019）年 4月1日
ゲート薬局	宇都宮市南高砂町11-4	株式会社メディカルゲートシ テム	平成31（2019）年 4月1日
わかば薬局平出店	宇都宮市平出町3866-1	株式会社エフアンドエフ	平成31（2019）年 4月1日
調剤薬局ツルハドラッ グ宇都宮白沢店	宇都宮市白沢町字兎坂上 2017-45	株式会社ツルハ	平成31（2019）年 4月1日
ファミリア薬局	小山市大字栗宮499-22	スマイル・ファルマリー株式 社	平成31（2019）年 4月1日

（健康増進課）

栃木県告示第220号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成31（2019）年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った 者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
宇都宮市	宇都宮市中島町及び下反町 町の各一部	宇都宮市中島町及び下反町町の各一部 （中島Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成31（2019）年 4月9日
壬生町	壬生町大字藤井、大字壬生 甲の各一部	壬生町大字藤井、大字壬生甲の各一部 （藤井壬生甲Ⅱ地区）の地籍図及び地籍 簿	平成31（2019）年 4月9日
壬生町	壬生町大字藤井、大字壬生 甲及び大字壬生乙の各一部	壬生町大字藤井、大字壬生甲及び大字壬 生乙の各一部（藤井壬生甲・乙Ⅰ地区） の地籍図及び地籍簿	平成31（2019）年 4月9日

野木町	野木町大字若林の各一部	野木町大字若林の各一部（若林Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成31 (2019) 年 4 月 9 日
芳賀町	芳賀町大字下高根沢の各一部	芳賀町大字下高根沢の各一部（下高根沢6地区）の地籍図及び地籍簿	平成31 (2019) 年 4 月 9 日
栃木市	栃木市藤岡町富吉及び中根の各一部	栃木市藤岡町富吉及び中根の各一部（部屋ⅩⅦ地区）の地籍図及び地籍簿	平成31 (2019) 年 4 月 9 日

(農村振興課)

栃木県告示第221号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成31（2019）年1月から同年3月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

平成31（2019）年4月19日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
全国酪農飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市	栃木県酪農業協同組合 県南支所	ニューメイクスター	H30 (2018) .12	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等-粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
全国酪農飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市	栃木県酪農業協同組合 県南支所	飼料	ニューメイクスター	H30 (2018) .12	重金属-カドミウム	無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31（2019）年4月19日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
日 光 市 土 地 改 良 区	平 成 31（2019）年 4 月 4 日
塩 原 土 地 改 良 区	平 成 31（2019）年 4 月 8 日
鬼 怒 川 東 部 土 地 改 良 区	平 成 31（2019）年 4 月 8 日

(農地整備課)

公 告

○栃木県労働委員会委員候補者の推薦

栃木県労働委員会の現委員の任期は、平成31（2019）年7月24日をもって満了となるので、次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり使用者委員候補者又は労働者委員候補者の推薦を求める。

平成31（2019）年4月19日

栃木県知事 福 田 富 一

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する使用者団体で、労働問題に関する事務をその業務の主要な部分とするものとする。
- (2) 労働者委員候補者を推薦することができる者は、栃木県内にのみ組織を有する労働組合で、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）を受け、これらの規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明を受けたものとする。

2 推薦される者の資格

使用者委員候補者又は労働者委員候補者に推薦された者が次に掲げる者であるときは、栃木県労働委員会の委員になることができず、又は制限される。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国会法（昭和22年法律第79号）、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等の規定によって兼職禁止の制限を受ける者

3 推薦期間

平成31（2019）年5月17日（金）から同年6月17日（月）まで

4 推薦方法

- (1) 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。
- (2) 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、所定様式の推薦書に所要事項を記載し、当該推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の栃木県労働委員会の証明書を添えて推薦期間内に労働政策課又は所轄労政事務所へ提出すること。

5 その他

- (1) 推薦する使用者委員候補者及び労働者委員候補者の数に制限はありません。
- (2) 使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦書の用紙は、労働政策課又は各労政事務所に準備してあります。
- (3) 推薦手続に関し不明な点については労働政策課又は各労政事務所に、労働組合の資格審査については栃木県労働委員会事務局にそれぞれ問い合わせてください。

(問合せ先)

労働政策課 電話028-623-3218	宇都宮労政事務所 電話028-626-3053
小山労政事務所 電話0285-22-4032	大田原労政事務所 電話0287-22-4158

足利労政事務所 電話0284-41-1241

労働委員会事務局 電話028-623-3337

(労働政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月19日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
南河内土地改良区	理 事	伊澤 善一		下野市下坪山567	平成 28 (2016). 3.30	
	〃		伊澤 喜一	〃 上坪山852		平成 30 (2018). 12.14
姿川土地改良区	〃	佐藤 幹夫		宇都宮市上欠町141	平成 30 (2018). 10.1	
西鬼怒川土地改良区	〃		菊地 一俊	〃 平出町1234-1		平成 31 (2019). 3.15
柿内堰土地改良区	〃	駒場 雄二		鹿沼市上殿町31-1	平成 31 (2019). 3.31	
	〃	小太刀清司		〃 樺山町142-2	〃	
	〃	白石 長久		〃 〃 280	〃	
	〃	臼井 章		〃 〃 444	〃	
	〃	塚原 満		〃 塩山町292	〃	
	〃	鈴木 秀一		〃 日光奈良部町94	〃	
	〃	福田 徹		〃 〃 142-2	〃	
	〃	中島 啓		〃 奈佐原町315-1	〃	
	〃	石塚 辰夫		〃 〃 324-2	〃	
	〃	鈴木 良男	鈴木 良男	〃 上殿町245	〃	平成 31 (2019). 4.1
	〃	赤羽根一郎	赤羽根一郎	〃 塩山町802-1	〃	〃
	〃		篠原 由明	〃 上殿町434		〃
	〃		倉持 忠夫	〃 樺山町43-2		〃
	〃		嶋田 茂	〃 〃 307-2		〃
〃		島田 輝	〃 〃 591		〃	

	理事		金子 京三	鹿沼市塩山町702-5		平成31 (2019). 4.1
	〃		鈴木 晶三	〃 日光奈良部町5		〃
	〃		鈴木 正昭	〃 〃 148-1		〃
	〃		山荷 重夫	〃 奈佐原町315-2		〃
	〃		石川 一男	〃 〃 357		〃
	監事	小太刀 薫		〃 縦山町160	平成31 (2019). 3.31	
	〃	須藤 幸雄		〃 奈佐原町314	〃	
	〃		小太刀清司	〃 縦山町142-2		平成31 (2019). 4.1
	〃		駒場 雄二	〃 上殿町31-1		〃
国分寺 土地改良区	理事	江田 明彦		下野市小金井1840	平成31 (2019). 3.31	
	〃	若林 信夫		〃 箕輪854	〃	
	〃	山口 芳弥		小山市大字南半田1930-1	〃	
	〃	前原 隆		下野市橋本646	〃	
	〃	白石 保夫		〃 紫402	〃	
	〃	柏木 健一		〃 箕輪582	〃	
	〃	岡本 鉄男	岡本 鉄男	〃 小金井2-3-8	〃	平成31 (2019). 4.1
	〃	吉田 力雄	吉田 力雄	〃 〃 2903	〃	〃
	〃	大越 一雄	大越 一雄	〃 笹原295-11	〃	〃
	〃	永井 利明	永井 利明	〃 川中子352-2	〃	〃
	〃	青木 隆	青木 隆	〃 〃 94-1	〃	〃
	〃	大橋 一男	大橋 一男	〃 〃 1533-1	〃	〃
	〃	伊沢 隆之	伊沢 隆之	〃 〃 2580	〃	〃
	〃	小林 正明	小林 正明	小山市大字南半田470-1	〃	〃
	〃	福田 源市	福田 源市	下野市国分寺2018-16	〃	〃
	〃	稲葉 昇	稲葉 昇	〃 川中子3158	〃	〃
	〃	出口 英男	出口 英男	〃 柴1432-15	〃	〃
	〃		増山 貴明	〃 小金井2208-4	〃	〃
	〃		大山 正吉	〃 箕輪690	〃	〃
	〃		石川 福樹	小山市大字南半田1746-2	〃	〃

	理 事		青木 信行	下野市橋本645- 1		平成 31 (2019) . 4 . 1
	〃		篠崎 隆推	〃 国分寺38		〃
	〃		倉井 福治	壬生町大字藤井490- 2		〃
	監 事	近藤 清		下野市国分寺525	平成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃	諏訪 光義		〃 柴88-22	〃	
	〃	田村 悦男	田村 悦男	〃 川中子1261- 1	〃	平成 31 (2019) . 4 . 1
	〃		横井 義市	〃 国分寺927		〃
	〃		峰 勇一	〃 柴495- 6		〃
高 根 沢 土地改良区	理 事	鈴木 秀夫		高根沢町大字花岡2122-10	平成 31 (2019) . 3 . 31	
真 岡 市 土地改良区	〃	大塚 克彦		真岡市京泉695	平成 30 (2018) . 7 . 2	
	〃		大塚 実	〃 飯貝196		平成 31 (2019) . 4 . 1

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成30 (2018) 年 6 月 29 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、那珂川町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

2 作業地域

那珂川町全域

3 作業期間

平成30 (2018) 年11月16日から平成31 (2019) 年 3 月 8 日まで

○公共測量の終了

平成30 (2018) 年10月 9 日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、矢板市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 19 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業地域
矢板市中心部
- 3 作業期間
平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年2月28日まで

（監理課）
